

答 申 第 36 号  
平成 27 年 8 月 27 日

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 吉川 直人

特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

平成 27 年 7 月 3 日付け諮問第 36 号で諮問のあった下記特定個人情報保護評価書の変更内容について、特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第 10 の 1（2）に定める、評価の実施手続等の適合性及び評価内容の評価目的等に照らした妥当性の観点から、別表のとおり特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項に基づく点検を行った結果、その評価実施手続等は指針に適合し、かつ評価内容は評価の目的等に照らし妥当である。

記

1 対象の評価書

（1）特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）

（2）特定個人情報保護評価書（個人住民税に関する事務 全項目評価書）